

公立高校への出願も終わり、公立高校共通選抜の学力検査まで、あと半月となりました。出願が締め切られると、各高校の倍率が発表されます。気になるのは当たり前。ただし、「数字だけに左右されないこと。」が大切です。中学校での進路決定はゴールではなく、皆さん一人ひとりが社会へ進んでいく最初の一步です。ラストスパートの時期、学習面はもちろんのこと、健康面や精神面も安定した状態で、試験当日を迎えることができるように準備しておきましょう。

公立高校志願変更について

※志願のてびき（全日制の過程）P3~4

（定時制通信制の過程）P4

- 1回にかぎり志願変更できます。
- 原則、本人が行きます。
- 志願変更をお考えの方は、事前に担任にご連絡をお願いします。
- 郵送による手続きは、できません。

志願変更期間内に、志願変更先での手続きが完了していない場合、どの公立高校にも出願していない状態になってしまいます。志願変更はできるだけ4日（金）の朝から出かけることができるように、準備をお願いします。複数の学校を移動することになりますので、時間に余裕をもって、志願変更をお願いします。

《全日制の志願変更期間》

志願変更期間	受付期間
令和4年2月4日（金）から 2月8日（火）まで （土曜日および日曜日を除く）	午前9時～正午、および午後1時～午後4時 ただし、 <u>2月8日（火）は、午前9時～正午</u>

《定時制・通信制の志願変更期間》

高等学校の種類	志願変更期間	受付時間
県立横浜明朋高等学校 県立相模向陽館高等学校 横浜市立横浜総合高等学校	令和4年2月4日（金）から 2月8日（火）まで （土曜日及び日曜日を除く）	午前9時～正午、および午後1時～午後4時 ただし、 <u>2月8日（火）は、午前9時～正午</u>
上記以外の定時制の高等学校		午後2時～午後7時 ただし、 <u>2月8日（火）は、午前9時～正午</u>
通信制の高等学校		午前9時～正午、および午後1時～午後4時 ただし、 <u>2月8日（火）は、午前9時～正午</u>

《志願変更の手続き》

1. 志願変更を希望することを、担任までご連絡ください。担任との三者面談後、志願変更願をその場で記入していただきます。保護者の方は印鑑をもってきてください。
2. 志願変更に行く日の朝に、中学校から「志願変更願」をもらいます。
【志願変更時に必要なもの】
 - ・ 志願変更願（中学校長の確認印が必要です。）
 - ・ 筆記用具（黒ボールペン）
 - ・ 受検票
 - ・ 新たに作成した面接シート
 - ・ 受検料（必要ならば）
 - ・ 保護者が行く場合は保護者の方の身分を証明できるもの（免許証・健康保険証）
3. 出願した高等学校へ行き、志願変更願・受検票を提出します。
4. 入学願書、面接シート等、必要な書類が返還されます。
5. 返還された入学願書と受検票に記入されている志願先の高等学校名等を斜線で消します。
6. 返還された入学願書の志願変更先欄に記入した後、高等学校の確認を受け、志願変更願（写し）を受け取ります。
7. 志願変更先の高等学校へ行き、志願先から返却された書類（入学願書等）・受検票・志願変更願（写し）・新たに作成した面接シートを、志願変更先の高等学校に提出します。
8. 中学校へ戻り、新しい受検番号の報告をします。

《志願変更に関する注意点》

1. 課程を変更する場合（全日制課程から定時制の課程など）

全日制課程から定時制の課程や通信制の課程に志願変更する場合（または、その逆の場合）は、新たにそれぞれの入学願書を用意する必要があります。全日制課程の入学願書と定時制の課程や通信制の課程の入学願書は異なります。事前に担任より願書を受け取り、写真等の準備をお願いします。

2. 受検料について

- ① 県立高等学校間、横浜市立高等学校間の志願変更では、受検料を再納付する必要はありません。その他の場合には受検料を再納付する必要があります。
- ② 受検料を再納付する場合は、志願先の高等学校へ直接納付してください。
- ③ 定時制の過程から全日制の課程、および通信制の課程から全日制の課程または定時制の課程へ、志願変更する場合には、県立高等学校間、横浜市立高等学校間の志願変更であっても、受検料の差額を納付する必要があります。
- ④ 全日制の課程から定時制の課程または通信制の課程へ、および定時制の課程から通信制の課程へ志願変更する場合には、受検料の差額の返還はありません。

